沿岸広域振興局長告示第11号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。 平成23年2月22日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

1 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0371100710	有限会社丸竹	有限会社丸竹介護支援	釜石市定内町三丁目14	平成23年2月4日
		便利屋センター	番14号	

2 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0371100710	有限会社丸竹	有限会社丸竹介護支援	釜石市定内町三丁目14	平成23年2月4日
		便利屋センター	番14号	